

VI 資料（調査票）

「男女共同参画に関する市民アンケート」 ご協力をお願い

日頃より、市政にご協力をいただきまして、まことにありがとうございます。

高崎市では、男女共同参画社会の実現のため、平成 20 年に「高崎市第 2 次男女共同参画計画」（計画期間：平成 20 年度～24 年度）を策定しました。

男女共同参画社会とは、男女の人権が等しく尊重され、対等な協力関係で築きあげるバランスのとれた社会のことで、この実現のため、計画を基にした様々な施策を進めています。

計画の期間が終了する平成 24 年度を前に、男女共同参画社会などに関する市民のみなさまの意識や実態を総合的に把握するとともに、ご意見やご要望をお聴きして、新たな計画を策定するための基礎資料とさせていただくため、高崎市にお住まいの満 20 歳以上の方 6,000 人を住民基本台帳の中から無作為に抽出して、「男女共同参画に関する市民アンケート」へのご回答をお願いすることになりました。

ご多用のところまことに恐縮ですが、ぜひ、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

平成 23 年 7 月

高崎市長 富岡 賢治

〈記入方法等について〉

- ☆ このアンケートは個人を対象としています。ご本人による記入が難しい場合は、ご家族の方が回答を聞き取るなどして記入の補助を行ってください。
- ☆ お名前や住所は書かないでください。
- ☆ あなたの現在の状態やお考えに最も近い番号に○印をつけてください。
- ☆ 「その他」にあてはまる場合は、（ ）内に具体的にご記入ください。
- ☆ ご記入いただきましたら、同封の返信用封筒にアンケート用紙を入れ、切手をはらずに **7月19日（火）まで**に投函してください。
- ☆ アンケートの結果は、平成 24 年 3 月発行予定の高崎市男女共同参画広報紙「バモス」、高崎市ホームページでお知らせいたします。
- ☆ この調査は統計的な処理が目的であり、個人が特定されることはありません。また、調査の目的以外には一切使用いたしません。

本調査について、ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

高崎市役所 人権男女共同参画課

〒370-8501 高崎市高松町 35 番地 1

電話：027-321-1228（直通） FAX：027-326-3873

- 1 一人暮らし
- 2 夫婦のみ（事実婚を含む）
- 3 二世帯（親・子が同居）
- 4 三世帯（親・子・孫が同居）
- 5 その他（ ）

- 1 結婚している（事実婚含む）
- 2 以前結婚していたが、現在はしていない（離別・死別）
- 3 結婚したことはない

- 1 共働きである（パート・アルバイト・嘱託等を含む）
- 2 どちらか一人だけ働いている
- 3 二人とも働いていない

生活・社会における男女の平等について

問1 以下のような場面で、男女の地位は平等になっていると思いますか。
それぞれ最も近い番号1つに○をつけてください。

	男性のほうが 非常に 優遇されている	どちらかといえば 男性のほうが 優遇されている	平等に なっている	どちらかといえば 女性のほうが 優遇されている	女性のほうが 非常に 優遇されている	わからない
①家庭生活	1	2	3	4	5	6
②職場	1	2	3	4	5	6
③学校教育の場	1	2	3	4	5	6
④地域社会	1	2	3	4	5	6
⑤社会全体	1	2	3	4	5	6

結婚・家庭について

問2 結婚・家庭等について以下をどのように考えますか。それぞれ最も近い番号1つに○をつけてください。

	賛成	どちらか といえば 賛成	どちらか といえば 反対	反対	わからない
①結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい	1	2	3	4	5
②夫は仕事をし、妻は家庭を守るべきである	1	2	3	4	5
③結婚しても、必ずしも子どもを持つ必要はない	1	2	3	4	5
④結婚しても相手に満足できなければ離婚してもかまわない	1	2	3	4	5

生活の中での優先度

問 3 生活の中での「仕事」「家庭生活」「地域活動」の優先度についてうかがいます。

①希望（理想）と②現実（現状）それぞれについて、優先したい番号すべてに○をつけてください。

①希望（理想）として、優先したいのはどれですか。（すべてに○）

1 仕事 2 家庭生活 3 地域活動 4 わからない

②現実（現状）で、優先しているのはどれですか。（すべてに○）

1 仕事 2 家庭生活 3 地域活動 4 わからない

家庭における役割分担について

問 4 現在、結婚（事実婚を含む）されている方にうかがいます。あなたの家庭では以下のような役割は主にだれが担っていますか。それぞれ最も近い番号 1 つに○をつけてください。

	夫	妻	夫婦 同じくらい	その他	あてはまらない
①そうじ	1	2	3	4	5
②食事の支度	1	2	3	4	5
③食事のあと片付け	1	2	3	4	5
④洗濯	1	2	3	4	5
⑤子育て	1	2	3	4	5
⑥家族の看護・介護	1	2	3	4	5
⑦学校行事等への参加	1	2	3	4	5
⑧自治会等の地域活動	1	2	3	4	5
⑨家計の管理	1	2	3	4	5
⑩主たる収入	1	2	3	4	5

問 5 以下について、あなたは平日にどのくらいの時間を費やしていますか。

最も近い番号 1 つに○をつけてください。

①家事（買い物を含む）や子育て、介護等

- | | | | |
|---------------|------------|------------|------------|
| 1 していない(0 時間) | 2 1 時間未満 | 3 1～2 時間未満 | 4 2～3 時間未満 |
| 5 3～4 時間未満 | 6 4～5 時間未満 | 7 5 時間以上 | |

②仕事（通勤を含む）

- | | | | |
|---------------|-------------|--------------|------------|
| 1 していない(0 時間) | 2 2 時間未満 | 3 2～4 時間未満 | 4 4～6 時間未満 |
| 5 6～8 時間未満 | 6 8～10 時間未満 | 7 10～12 時間未満 | 8 12 時間以上 |

問 6 同居する家族の中に、介護を受けている人がいますか。いる場合、主に介護を担っているのは、介護を受けている人から見てどなたですか。最も近い番号 1 つに○をつけてください。

- 1 介護を受けている同居家族はいない
- 2 介護を受けている人がいる

→ 主に介護を
担っている人は
(介護を受けている人から見て)

- | |
|------------------------|
| ① 配偶者（事実婚を含む） |
| ② 母親 |
| ③ 父親 |
| ④ 娘 |
| ⑤ 娘の配偶者 |
| ⑥ 息子 |
| ⑦ 息子の配偶者 |
| ⑧ ホームヘルパーなどの在宅介護サービス |
| ⑨ 特別養護老人ホームなどの施設介護サービス |
| ⑩ その他（ |

)

育児・介護休業について

問 7 現在、勤めている方（パート、アルバイト、嘱託等を含む）にうかがいます。

育児や介護が必要な家族がいる場合、育児・介護休業の取得について、どのようにしたいと考えますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

（現在、育児や介護が必要な家族がいない方も、いる場合を想定してお答えください。）

- 1 育児休業や介護休業を取りたい
- 2 仕事をなるべく休まずに短時間勤務や時差出勤、在宅勤務などで対応したい
- 3 保育所や訪問介護、特別養護老人ホームなどの施設やサービスを利用したい
- 4 有給休暇などを取って対応したい
- 5 自分と家族で助けあって対応したい
- 6 家族に任せたい
- 7 わからない

女性の就労について

問 8 一般的に女性が仕事を続けることについて、どのように考えますか。

最も近い番号 1 つに ○ をつけてください。

- 1 結婚・出産にかかわらず、ずっと仕事を続けるのがよい
- 2 子どもが小さい間は仕事をやめて、大きくなったら再び仕事をする方がよい
- 3 子どもができるまでは、仕事を続けるのがよい
- 4 結婚するまでは、仕事を続けるのがよい
- 5 女性は仕事に就かない方がよい
- 6 わからない

問 9 現在、勤めている方（パート、アルバイト、嘱託等を含む）にうかがいます。あなたの職場では以下のようなことがありますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

- 1 募集や採用の面で、男女に差がある
- 2 賃金や昇給の面で、男女に差がある
- 3 昇進や昇格の面で、男女に差がある
- 4 女性の仕事は補助的業務や雑用が多い
- 5 職場での研修や研究の機会に男女の差がある
- 6 女性は結婚や出産を機に退職する慣習や雰囲気がある
- 7 男性は育児休業や介護休業を利用しにくい慣習や雰囲気がある
- 8 上記のようなことはない

地域活動について

問 10 あなたがお住まいの地域では、以下のようなことについて、男女どちらが多いと思いますか。
それぞれ最も近い番号 1 つに○をつけてください。

	男性の方が多い	男女同じくらい	女性の方が多い	わからない
①地域の団体、組織などの役員や運営に携わる	1	2	3	4
②地域の会議や行事に参加する	1	2	3	4
③地域の会議で意見を言う、取り上げられる	1	2	3	4

ドメスティック・バイオレンスについて

問 11 あなたはこれまでに恋人やパートナー*から、次のようなことを「されたこと」や、もしくは「したこと」がありますか。それぞれ最も近い番号 1 つに○をつけてください。

※「パートナー」には、配偶者、婚姻届を出していない事実婚や別居中の夫婦、元配偶者（離別・死別した相手、事実婚を解消した相手）も含まれます。

		ある	ない
①身体的な暴力 なぐる、ける、物を投げつける、つきとばす、刃物でおどす等	されたこと	1	2
	したこと	1	2
②精神的な暴力・社会的な暴力 人格を否定するような暴言、長時間の無視、 どなる、「誰のおかげで生活できるんだ」や 「かいしょうなし」等の見下した発言、身の危険 を感じるような脅迫、交友関係の監視や制限等	されたこと	1	2
	したこと	1	2
③性的な暴力 相手がいやがっているのに性的な行為を強要 する、避妊に協力しない、中絶の強要等	されたこと	1	2
	したこと	1	2
④経済的な暴力 生活費を入れない、外で働くことを妨害する、 仕事を辞めさせる、家計の管理に関与させない、 借金をさせてお金を取り上げる等	されたこと	1	2
	したこと	1	2

- 1 どこ（だれ）にも相談しなかった
- 2 配偶者暴力相談支援センター（女性相談所、女性相談センター等）に相談した
- 3 警察に相談した
- 4 法務局・地方法務局、人権擁護委員に相談した
- 5 上記以外の公的機関に相談した
- 6 民間の専門家や専門機関（弁護士・弁護士会、カウンセラー、カウンセリング機関、民間シェルター等）に相談した
- 7 医療関係者（医師、看護師等）に相談した
- 8 学校関係者（教員、スクールカウンセラー等）に相談した
- 9 家族や親せきに相談した
- 10 知人・友人に相談した
- 11 その他（ ）

- 1 どこ（だれ）に相談したらよいのかわからなかった
- 2 恥ずかしくてだれにも言えなかった
- 3 相談してもむだだと思った
- 4 相談したことがわかると、仕返しされたり、もっとひどい暴力を受けると思った
- 5 加害者に「だれにも言うな」とおどされた
- 6 相談した相手にいやなことを言われたり、不快な思いをさせられるかもしれないと思った
- 7 自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思った
- 8 世間体が悪いと思った
- 9 自分たち以外の人を巻き込みたくなかった
- 10 知人や友人などに知られると、これまで通りのつきあい（仕事や学校などの人間関係）ができなくなると思った
- 11 そのことについて考えたくない、思い出したくなかった
- 12 自分にも悪いところがあると思った
- 13 相手の行為は愛情の表現だと思った
- 14 相談するほどのことではないと思った
- 15 その他（ ）

セクシャル・ハラスメント（性的ないやがらせ）について

問 14 あなたは過去 3 年以内に、職場や学校、地域での活動の中で、次のようなことを「されたこと」や「したこと」がありますか。それぞれ最も近い番号 1 つに○をつけてください。

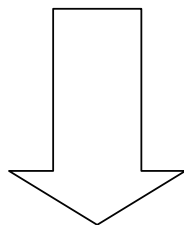
		ある	ない
①容姿や年齢、身体的な特徴について話題にする	されたこと	1	2
	したこと	1	2
②結婚や子どもの有無など、私生活に関して必要以上に質問したり、話題にする	されたこと	1	2
	したこと	1	2
③ヌード写真や性的な描写のある雑誌等を目につくところに置く	されたこと	1	2
	したこと	1	2
④性的な含みのあるメールや手紙を送ったり、電話をかける	されたこと	1	2
	したこと	1	2
⑤しつこく交際をせまる	されたこと	1	2
	したこと	1	2
⑥性的な関係をせまる	されたこと	1	2
	したこと	1	2
⑦不必要にからだにさわる	されたこと	1	2
	したこと	1	2

男女共同参画社会推進のための施策について

問 15 次の言葉や制度等のうち、見たり聞いたりしたことがあるものすべてに○をつけてください。

- 1 高崎市男女共同参画推進条例（平成 21 年 4 月 1 日施行）
- 2 高崎市第 2 次男女共同参画計画（平成 20 年 3 月策定）
- 3 男女共同参画広報紙「バモス（Vamos）」（高崎市が毎年 3 月に発行し、全戸に配布）
- 4 男女共同参画社会
- 5 DV（ドメスティック・バイオレンス）
- 6 ジェンダー
（生物としての性別ではなく、社会通念や慣習の中で社会的に形成された性別のこと）
- 7 ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）
- 8 ポジティブ・アクション
（男女間の格差改善のため、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供すること）
- 9 家族経営協定
（農業経営にたずさわる家族それぞれの経営参画を目指し、家族で取り決める協定のこと）
- 10 男女共同参画社会基本法
- 11 女子差別撤廃条約
- 12 DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）
- 13 ストーカー規制法（ストーカー行為等の規制等に関する法律）
- 14 男女雇用機会均等法
- 15 育児・介護休業法
- 16 いずれも、見聞きしたことはない

次のページでアンケートの質問は終了となります。



問 16 以下のような職業や役職において、今後女性がもっと増える方がよいと思うものはどれですか。
あてはまる番号すべてに○をつけてください。

- 1 県、市町村の首長
- 2 国会議員、県議会議員、市町村議会議員
- 3 国家公務員や地方公務員の管理職
- 4 裁判官、検察官、弁護士
- 5 大学教授
- 6 国連などの国際機関の管理職
- 7 民間企業の管理職
- 8 起業家や経営者
- 9 労働組合の幹部
- 10 農協の役員
- 11 自治会長、町内会長、区長など地域の役員
- 12 もっと増える方がよいと思うものは特にない

男女共同参画社会（男女の人権が等しく尊重され、対等な協力関係で築きあげるバランスのとれた社会）についてのご意見やご要望等がありましたら下欄にご記入ください。

☆ アンケートは以上です。

ご協力いただき、まことにありがとうございました。

ご記入もれの確認をしていただき、同封の返信用封筒に入れ

7月19日（火）までに投函してください。

 男女共同参画に関する市民アンケート報告書
平成 23 年度（2011 年度）

平成 24 年 1 月発行

発行 高崎市市民部人権男女共同参画課
〒370-8501 群馬県高崎市高松町 35 番地 1
電話 027-321-1228（直通）